

# 人口動態調査事務システム標準化検討会資料（第 1 回）

---

2023年5月10日

# 背景と目的

---

令和元年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」等において地方自治体行政の様々な分野で、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進めることとされたことを受け、**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）**が定められたところ**、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）において「市町村の戸籍システムについては、既存の標準仕様書と、標準化基準における共通事項との整合性を確保することとし、そのために標準仕様書の見直しが必要な場合には、令和4年（2022年）夏までに行う。」とされ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）により、**戸籍に関する事務が標準化対象事務**とされた。

また、人口動態調査令（昭和21年9月30日勅令第447号）に基づき実施している人口動態調査における、市区町村で調査票を作成するためのシステムである人口動態調査事務システムについても、実態として多くの市区町村において、戸籍情報システムとパッケージシステムとして開発され、導入されてきている。このため、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用することが可能となるよう、**令和5年3月29日に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和5年政令第78号）により、人口動態調査事務についても標準化対象事務**とされた。

上記の背景を踏まえ、人口動態調査事務に係るシステムや業務プロセスの標準化に関する議論を進め、**標準化法のもとに示された政府方針等との整合性を踏まえ、同法に基づく標準仕様書（素案）を作成することを目的**とする。

# 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和5年政令第78号）

---

八 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による戸籍に関する事務、住民基本台帳法による住民基本台帳に関する事務（同法第九条第二項の規定による通知に関する事務に限る。）、**人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）による人口動態調査票の作成に関する事務**、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による埋葬、火葬若しくは改葬の許可に関する事務、公職選挙法による在外選挙人名簿の修正等に関する通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律による在外投票人名簿の修正等に関する通知（戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。）に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの

出所： e-GOV法令検索

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504CO0000000001\\_20240530\\_505CO0000000078](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=504CO0000000001_20240530_505CO0000000078)

# 標準仕様書の作成方針

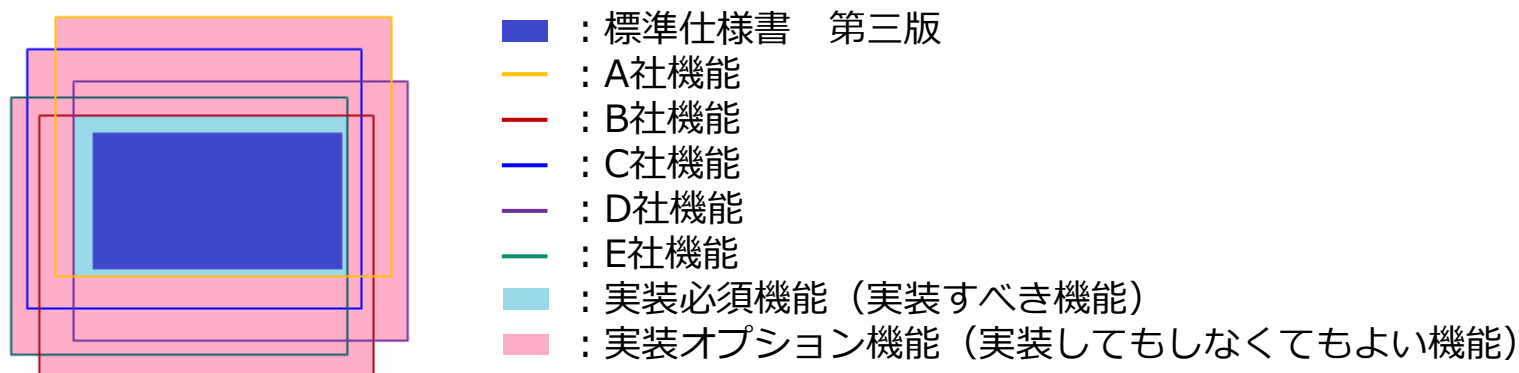
人口動態調査事務システムは、従来、戸籍情報システムとパッケージシステムとして運用されてきており、既に標準仕様書が整備されていることから、基本的に機能及び帳票などは標準化されていると想定されますが、各開発事業者から実装機能に関するアンケートを収集し、各社が独自で開発してきた機能について、法令との整合性を確認しつつ、可能な限り実装オプション機能（実装してもしなくてもよい機能）とする方針です。

また、人口動態調査必携において、自治体における事務運用についても規定されているため、業務フローについても、概ね標準化されていると想定されますが、自治体職員の意見を反映するため、運用面に関するアンケートを収集し、標準化機能の方針に反映していきます。

さらに、標準仕様書第三版からの仕様変更（過去の法改正対応、桁数の拡張）についても検討した上で、標準仕様書に反映する予定です。

ご多用の中お手数をお掛けしますが、ご協力いただけますよう、お願い致します。

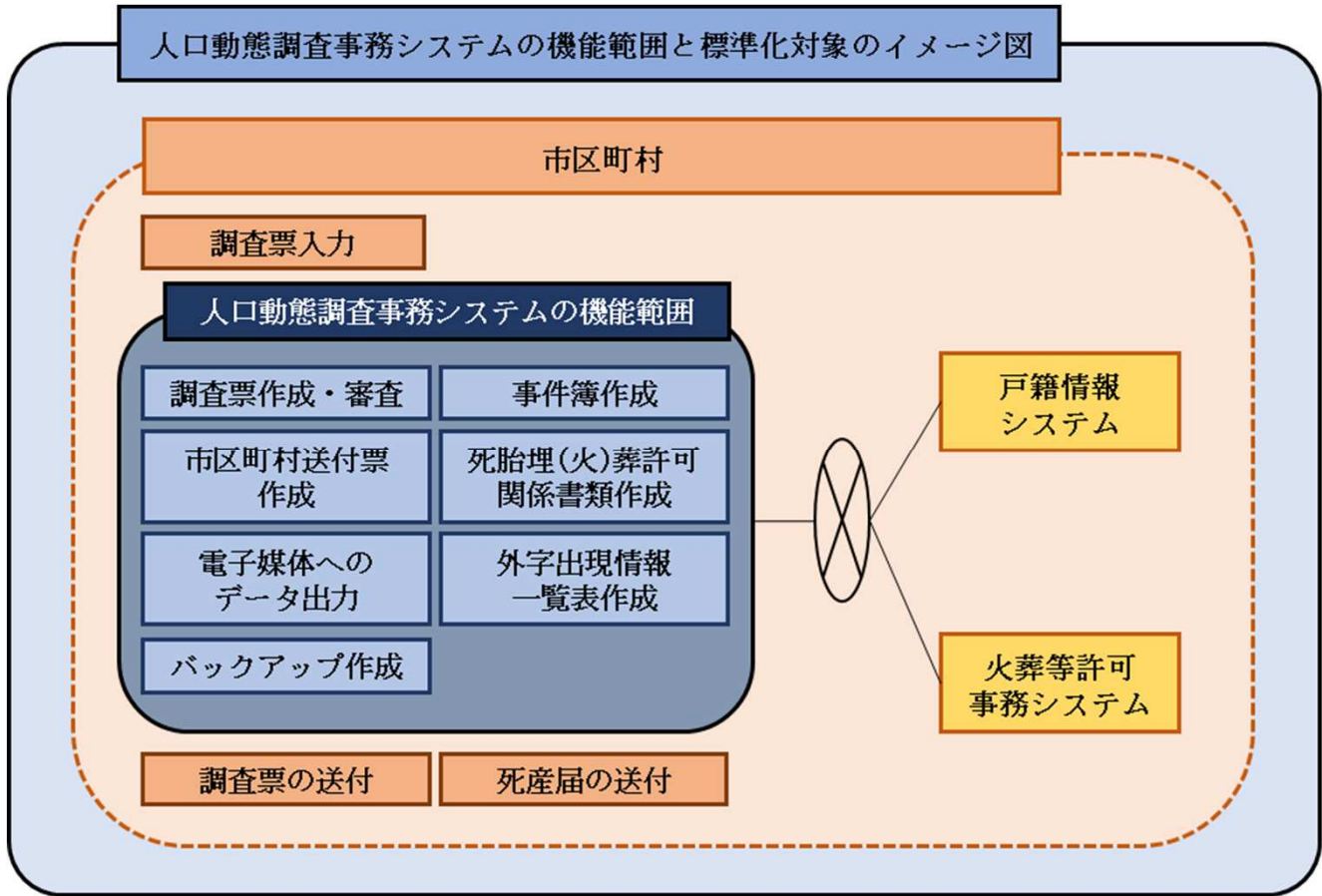
## 標準仕様書作成方針の概念図



# 標準仕様書の対象範囲

標準仕様書が規定する対象範囲は、市区町村における出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の調査票の作成および管轄の保健所への送付に係る業務となります。

市区町村での人口動態調査事務システムと他の地方公共団体情報システムとの関連は、以下のとおりとなります。



# 標準仕様書の記載内容

標準仕様書の記載内容については、厚生労働省の国民年金や生活保護など他の標準化業務の記載項目に準拠し、以下を予定しています。

標準仕様書を作成する上で、必要となるインプット情報につきましては、自治体職員及び開発事業者にアンケートを依頼させていただきますので、ご協力いただけますようお願いいたします。

記載項目	記載内容	インプット情報	
		既存資料	アンケート
第1章 本仕様書について	標準仕様書の前提について記載する。		
第2章 業務フロー	業務フローの記載方針について記載する。		
第3章 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件の記載方針について記載する。		
第4章 データ要件・連携要件	データ要件、連携要件の記載方針について記載する。		
第5章 非機能要件	非機能要件について記載する。		
第6章 用語	用語集について記載する。		
(別紙1) 業務フロー	業務フローの詳細について記載する。	人口動態調査必携	自治体アンケート
(別紙2-1) 機能・帳票要件	機能要件、帳票要件について記載する。	人口動態事務システム 標準仕様書 第三版	開発事業者アンケート
(別紙2-2) 管理項目	管理項目の一覧について記載する。		
(別紙3) 帳票詳細要件	帳票詳細要件について記載する。		
(別紙4) 帳票レイアウト	帳票レイアウトについて記載する。		

# 標準仕様書第三版からの移行方針

標準仕様書第三版からの移行方針は、以下のとおりを予定しています。

標準仕様書 第三版		標準仕様書	
項番	記載項目	記載資料	備考
1-1	標準仕様書の適用	－	
1-2	システムのご概念	－	
2-1	凡例	－	
2-2	戸籍情報システムとのインタフェース	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-3	ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-4	出力ファイル仕様	(別紙 2 - 2) 管理項目	データ要件、連携要件に記載
2-5	業務概要	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-1	会話体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
2-6-2	画面仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	画面レイアウトは記載しない
2-6-3	帳票仕様	(別紙 4) 帳票レイアウト	
2-6-4	出力情報利用要領	(別紙 3) 帳票詳細要件	
3-1	制御機能一覧	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-2	処理体系	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-3	プログラム仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-4	チェック仕様	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	
3-5	調査票出力仕様	－	
4-1	コードテーブル	－	データ要件に記載
4-2	画面メッセージ	(別紙 2 - 1) 機能・帳票要件	



# 標準仕様書作成スケジュール

標準仕様書作成スケジュールは以下のとおりです。

8月末までに標準仕様書の素案を作成する必要があるため、短納期（2023/5/11～2023/5/24）でのアンケートにご協力いただけますようお願いいたします。

作業者	5月	6月	7月	8月
検討会	第1回（5/10） ▼	第2回（仮6/21） ▼	第3回（仮7/12） ▼	第4回（仮8/25） ▼
全国意見照会				全国意見照会
標準仕様書作成事業者		標準仕様書（素案作成）	意見反映	意見反映
開発事業者（5ベンダー）	アンケート回答			
自治体 （福島県いわき市、千葉県白子町、東京都新宿区、東京都大田区、東京都江戸川区、三重県津市、大阪府大阪市、佐賀県伊万里市、沖縄県今帰仁村）	アンケート回答			



# 検討会実施内容

検討会の実施内容について、以下を予定しています。

検討会	日程案	実施内容
第1回	令和5年5月10日	方針説明、アンケート内容確認/実施依頼
第2回	令和6年6月21日(仮)	アンケート回答整理、論点議論
第3回	令和5年7月12日(仮)	論点について再度協議、標準仕様書(案)作成
第4回	令和5年8月25日(仮)	全国意見照会の内容を踏まえ、標準仕様書【第1.0版】作成